

平成17年度 情報化評議会 活動計画

平成17年6月23日

財団法人 建設業振興基金 建設産業情報化推進センター

CI-NET では、CI-NET LiteS 実装規約の利用により普及が進展している。これはこれまでの活動により、建築見積から出来高・請求業務までの基本となる業務処理が可能となったこと、平成15年度の国土交通省の実証実験の支援により、出来高や請求業務へと実用化が進捗してきたこと、また、利用ツール類もパッケージ版に続き ASP サービスが本格化したこと等によるものである。

こうしたことで、標準企業コードの登録企業数は、5,800社を超えるに至り、CI-NET は本格的に利用フェーズへと進展してきている。

本年度は、以下3点を重点に活動を推進し、CI-NET の更なる普及拡大を図ることとする。

1. 活動の重点

(1) LiteS による実用化の継続推進

既に実用に供されている購買見積業務、注文業務並びに、先行各社で実用が始まった出来高や請求業務に関わる運用課題への対策、大手に続く総合工事業者とその協力会社間、更には地方の総合工事業者での LiteS 利用の促進を図る。また、先行企業からの規約拡張要望や業界関連団体からのニーズ等を踏まえた LiteS 規約の拡充メンテナンスを進め安定的な利用環境を提供し、CI-NET の普及拡大を進める。

(2) LiteS によるサプライチェーン型 EDI 展開への支援の継続

業界全体の効率化を目的に、総合工事業者と専門工事業者間の EDI で利用が拡大している LiteS を基本におき、専門工事業者と資機材業者等のサプライヤー間における資機材の受発注業務での LiteS 利用を支援し、いわゆるサプライチェーン型のEDIへの取組を推進する。

(3) CI-NET の高度化の推進

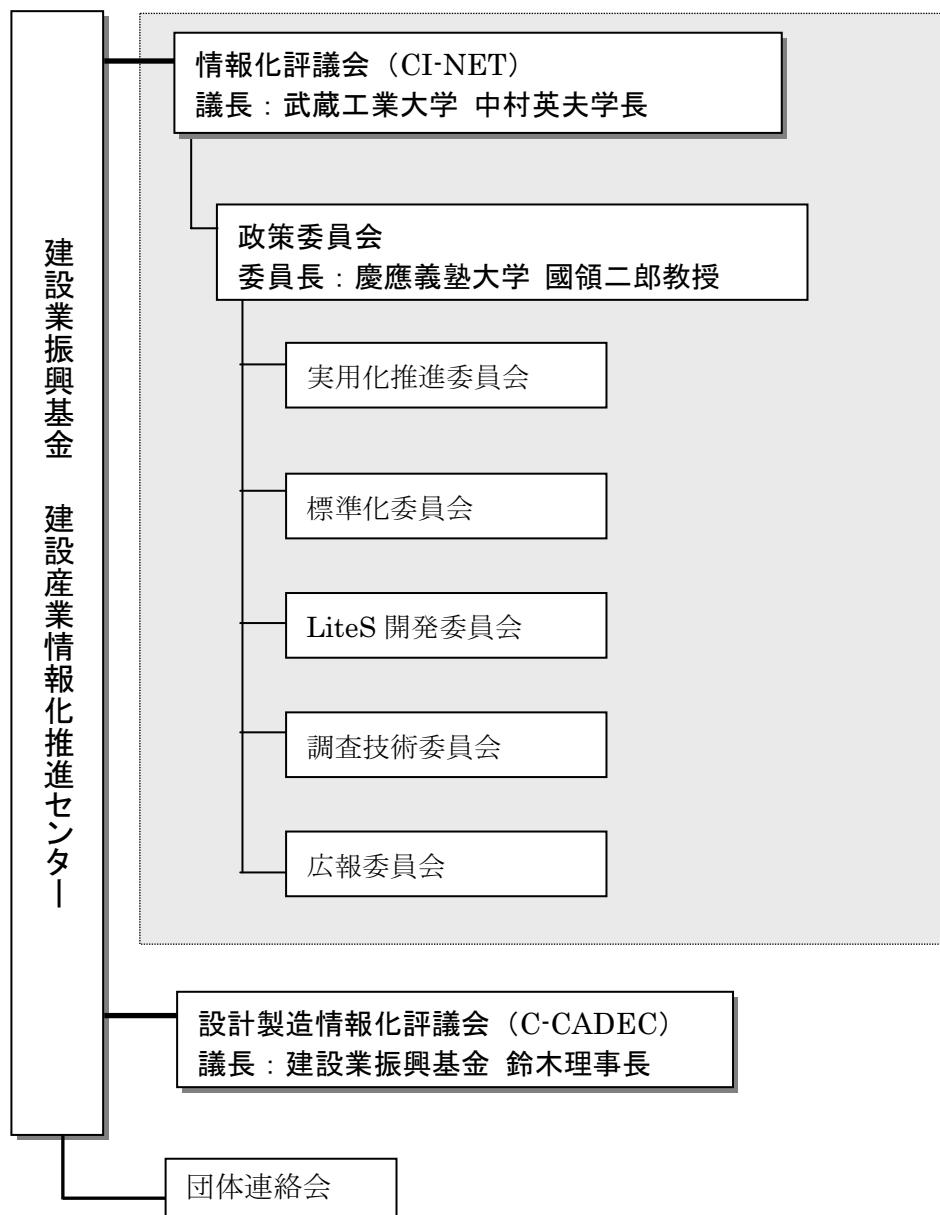
LiteS の使い込みによる、各業務の特徴に対応した規約の高度化要求(伝達規約の高度化など)や公共発注工事の契約に係る電子化に向けての XML 対応要求等、CI-NET の技術的な高度化ニーズがより顕れてくることが想定される。そこで、昨年度の検討に続き CI-NET の高度化のための検討を継続推進する。

また、電子商取引を巡る関連法制度のその後の動向(e-文書法等)や周辺業界で取組が進む IC タグの最新の利用実態等の調査も進めながら、CI-NET の高度化に寄与する取組を進める。

2. 活動体制

活動体制については昨年度と同様、センターが行う各事業の基本的な方針等について審議する機関として、情報化評議会の基に政策委員会を置く。また、活動を具体的に推進する組織として政策委員会のもとに五つの専門委員会を置く。

■平成17年度 建設産業情報化推進センター 情報化評議会 活動体制



3. 平成17年度 各専門委員会の活動計画

■実用化推進委員会

■標準化委員会

■LiteS 開発委員会

■調査技術委員会

■広報委員会

実用化推進委員会

1. 主な活動テーマ

- (1) 総合工事会社と協力会社間での LiteS 利用の推進
- (2) 建築及び設備見積業務分野での EDI 実用化の推進
- (3) 中堅や地方の事業者での EDI 実用化の支援

2. 具体的な活動項目

(1) 総合工事会社と協力会社間での LiteS 利用の推進

総合工事業者と協力会社間では、調達業務における EDI が核となり、CI-NET LiteS の利用が大きく進展してきている。こうした進展にともない各企業の業務運用上で、新たな課題が顕在化してきている。そこで本年度は、昨年度に続き実用の過程で明らかになってくる各課題に対し、対応策等の検討を行い実用化を推進する。

(1-1) 電子商取引データの保管における関係法規への対応について(継続テーマ)

EDIの進展に伴い、税務上管理が必要とされる取引記録等が電子化されてくる。こうした電子化により、従来の紙ベースとは異なった管理方法や対応要件が必要となってきている。特に、本年4月の e-文書法(民間事業者が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律)の施行やそれに伴う電子帳簿保存法(電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律)の改正等もあり、CI-NETにおいても、税務対応の観点からの電子データの扱いが課題としてあげられてきている。そこで、これまでの各企業における対応事例の把握を進め、共通的な問題点を確認し、その取扱や対応方法についての検討を推進することとする。

(1-2) 出来高業務等に係る最適な運用方法についての検討(新規テーマ)

出来高業務、請求業務に係る EDI 運用については、平成 15 年度の国土交通省の実証実験事業や実務を開始した企業から、運用課題(規約の実装パターンの多様化など)が指摘されている。EDI が、社外との情報交換の手段から、社内業務と密接に関連する状況に変化している中で、当該業務に関する運用方法の整理をしていくことが求められている。

具体的には昨年度の、メンバー各社へのアンケートを参考に、各社の処理パターンの把握を進め、多パターン化の実態確認をすることにより、その下での運用方法等についての検討を進める。

(1-3) EDI利用が開始された業務に付隨する業務での実用化検討(継続テーマ)

・支払通知メッセージの実用化検討

昨年度、請求業務を補足するメッセージとして「支払通知メッセージ」利用についてのニーズ把握を行い、メッセージ素案の検討に着手した。これによりデータ項目の抽出等を終えている。本年度はこのメッセージ(素案)を最終案として取り纏め、LiteS 開発委員会に提案し、「請求業務」の利用・普及を図ることとする。

・技術データの配信方法の把握や添付ファイルの利用方法の実態把握による LiteS における当該データの効果的活用についての検討。

(2) 建築及び設備見積業務分野における EDI の実用化推進

(2-1) LiteS メッセージの利用促進

本取組は、「CI-NET LiteS 実装規約の冊子 Ver.2.1 ad.1」のメッセージをもじいて、主に総合工事業者と積算事務所や設備関係の専門工事業者間などにおける「建築見積業務」や「設備見積業務」における EDI の利用を進める取組である。

特に設備分野では、前述の「CI-NET LiteS 実装規約」において、既に「設備見積回答メッセージ」に加え、新たに、「設備見積依頼メッセージ」が策定され公表されているが、しかしながら、総合工事業者において、実用化に取り組む事例も出てきているものの LiteS の他のメッセージ利用に比して、利用の進展が遅い状態にある。そこで昨年度は、設備見積依頼業務で実用化を促すためにトライアルの取組を推進してきた。

本年度も設備分野において、昨年度に次ぐ新たなトライアル企業を募り、LiteS 普及を促すこととする。

(2-2) 設備分野における CI-NET 資機材コードの実用拡大検討の継続推進

設備見積分野においては、従来から CI-NET 建設資機材コードを用いた EDI が実用化されているが、電気設備との比較において機械設備分野のコード変換率が低いとの指摘があり、一昨年度、CI-NET 建築資機材コードと C-CADEC の設備機器ライブラリーデータ交換用 Stem コードとの統一化検討が行われた結果、将来的に統一化を目指すという方向を確認している。

そこで本年度は、その後の要望有無を確認しながら、コアメンバーによる検討を前提に、建設生産プロセスの中での建設資機材コードの利用方法について検討を進め、その中で CI-NET 建設資機材コードと Stem コードの統一化の道筋を探る等、コード利用促進についての方向性を検討する。

(3) 中堅・中小や地方の事業者での実用化の支援

(3-1) LiteS 導入促進のための情報提供

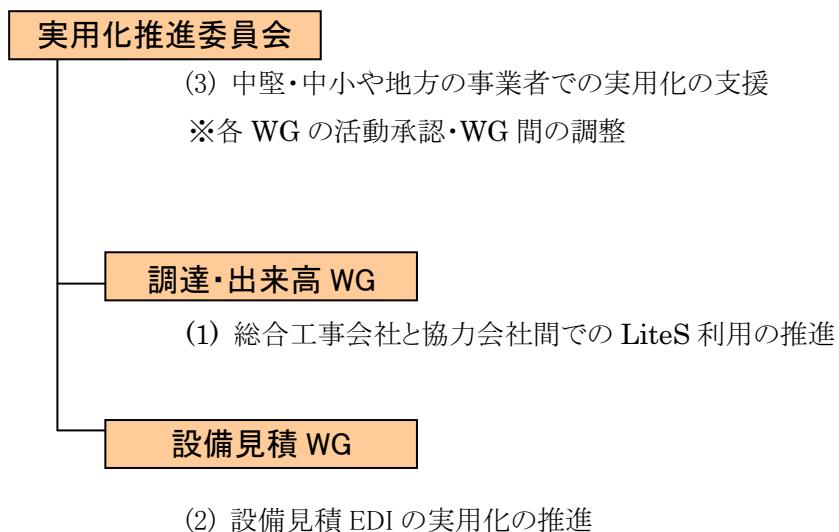
会員企業の CI-NET 導入計画、業務別の実用化計画、会員ソフトベンダ提供の利用パッケージ製品やサービス状況等についての情報提供、また企業識別コード取得済み企業名一覧の公開等を進め、LiteS の実用化を推進する。

(3-2) 導入企業における利用実態調査(アンケート)の活用

現在、第 2 回 CI-NET 実態調査をユーザ向けに行っているが、このアンケート調査結果を分析し、今後の CI-NET の実用化や普及に対する課題を抽出し、各委員会での検討材料を提供しながら、中小や地方の事業者での実用化促進策の検討を進める。

3.活動体制

委員会下の活動体制の最終的な決定は、委員会決定に委ねるが、現状は本委員会の下に、以下のような推進体制を想定している。



標準化委員会

1.主な活動テーマ

- (1)標準ビジネスプロトコルのメンテナンス管理
- (2)建設資機材コードの標準化促進のための検討

2.具体的な活動項目

(1) 標準ビジネスプロトコルのメンテナンス管理

(1-1) ビジネスプロトコルのメンテナンス

CI-NET では、平成15年3月にインターネットの導入に対応し、「CI-NET 標準ビジネスプロトコル Ver1.4」を策定し公表しているが、LiteS 規約による実用化の進展により、今後以下のような検討すべき課題が想定されている。従って、会員や他の委員会からの改訂要求に対応した審議を継続していくこととする。

[本年度以降に検討が必要と想定される課題例]

- ・支払通知メッセージの LiteS 化の検討に伴う、データ項目の追加改訂
- ・資機材の受発注業務での各業務メッセージに係る、データ項目の追加改訂
- ・生コン業界でのメッセージ検討に伴う、データ項目の追加改訂

(1-2) CI-NET 資機材コードのメンテナンス

「CI-NET 資機材コード」に関して、必要に応じ以下の取組を進めることとする。

- ・標準化済の「CI-NET 資機材コード」の改訂審議

電気設備、機械設備、道路資機材に係わる CI-NET 建設資機材コード(標準化済のコード)に対する会員や他委員会からの改訂要求への審議を行う。

(1-3)規約(標準 BP、実装規約)改訂の手順に関する検討

標準ビジネスプロトコル(以下、標準 BP とする)の改訂に関連して、LiteS 規約との関連で改訂のあり方や改訂に係る手順などについての問題指摘がなされ、昨年度その解決の方向性について議論を進めてきた。本年度は、より具体的な検討を進めていくこととする。

[検討を要する内容例]

- ・仮承認(暫定承認)ステータスの要否検討

標準 BP および実装規約については、改訂に係る検討を行っても、机上の検討だけで関係者のコンセンサスを得ることが難しい場合がある。そこで改訂の検討終了段階、あるいはその進捗段階において、実証を進めるような手順を踏むといったような「暫定承認」のステータスの設置要否を検討する。

- ・規約改正に係るチェックリストの策定

規約化する場合の視点について、WG メンバーひいてはユーザ全体の意識を統一することが重要であるとの認識から、今後規約への新規データ項目の追加等に当たって、皆が共通的に使用するための「規約改訂(新規データ項目の追加、既存データ項目の修正)に関するチェックリスト」等を作成することとしているので、その具体的な内容を検討する。

(2) 建設資機材コード(平成 12 年度に開発分)の標準化促進のための検討

平成 12 年度に策定した建設資機材コードについては、実用検証に基づき標準化の促進を図ることを狙いに、設計～積算～施行という業務の流れに視点をおき、資機材を特定する情報の流れや各工程でのコード活用の有用性を把握し、コード利用に係る阻害要因の確認やその対応策についての継続検討を進めてきた。

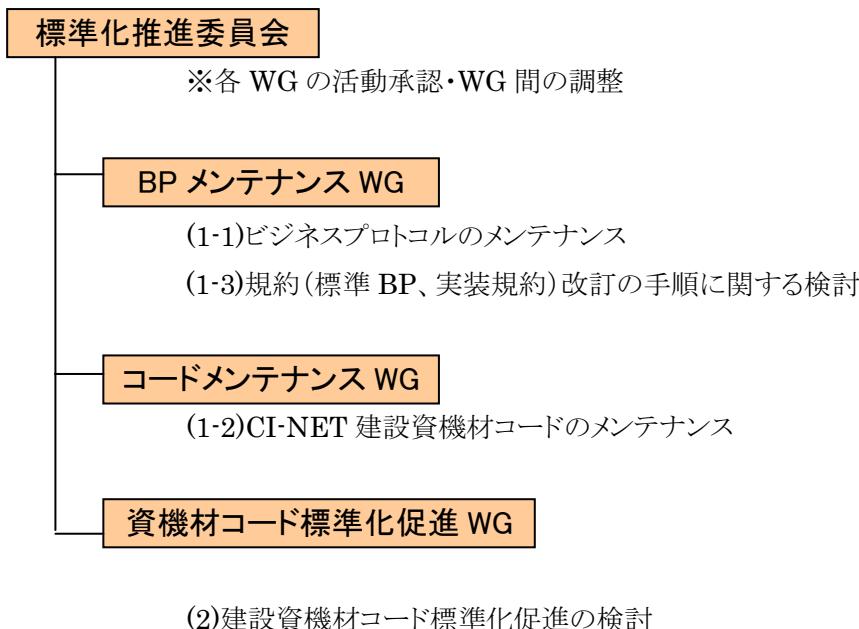
昨年度は特に、型枠工事や防水工事を例にとり、実務で使用されている名称や分類レベルとの整合性等について、検証を実施してきたところである。

そこで本年度は、専門工事業での事務処理や在庫管理などへのコード活用の事例検討や各商品コード利用の実態を調査しながら、建設資機材コードの実用化に向け、どのような具体的な取り組みの方向があるかの見極めを図ることとする。

また、(社)日本膜構造協会で策定された分類体系については、当該業界での実用化検証の進展状況を確認しながら、既存の分類体系の全体構成との整合性の再確認や必要な場合には、分類項目のコード化等の検討を進めることとする。

3.活動体制

委員会下の活動体制の最終的な決定は、委員会決定に委ねるが、上記「2. 具体的な活動項目」の推進に当たり、本委員会の下に以下のような体制を予定している。



LiteS 開発委員会

1. 主な活動テーマ

- (1) LiteS 実装規約の拡充及びメンテナンス
- (2) 資機材の受発注業務での LiteS 利用の推進
- (3) LiteS 普及促進のための技術的課題への対応

2. 具体的な活動項目

(1) LiteS 実装規約の拡充及びメンテナンス

CI-NET LiteS では、平成 12 年度より毎年度、対象とする業務範囲の拡張を進めてきた。これにより、LiteS 規約が対象とする業務は、見積業務から注文業務、出来高業務、請求業務へと展開し、当業界の商取引の基本となる業務の流れについて規約が整備された。

昨年度は、この中でも出来高・請求業務に目的を絞り、実装規約による基本的な業務運用と、各ユーザにおける既存業務処理との整合化といった検討で、より実務への適応性を高めることを目的とし活動を進めてきた。一方最近では、当業界に関連する団体でも LiteS を活用した EDI を始めており、LiteS 規約の拡張要望も出つつある。

そこで本年度は、昨年度からの継続課題解決、実装規約や各指針類あるいは各参考資料に関する不足事項や問題点への対策など、実務への適応性向上に向けた取組を進めるが、更に支払通知に代表される新たな業務メッセージについても検討を進める。

(1-1) CI-NET LiteS 実装規約中の「情報表現規約」についての検討

具体的に下記のようなテーマについての検討が想定される。

- ・出来高・請求業務における現行の業務実態を吸収する対応
- ・メッセージ中で使用するデータ項目、CI-NET コード等の利用方法に係る対応
- ・支払通知や総括請求処理の未着手業務への対応
- ・資機材の受発注業務、リースやレンタル業務への対応
- ・施工体制台帳制度に対応した必要情報項目の抽出及び契約メッセージへの組込み対応

(1-2) 関連団体や地方ゼネコンでの CI-NET LiteS 活用に伴う規約化に係る検討

ここ 1~2 年で、生コン業界や地方ゼネコンでの CI-NET LiteS に準拠したシステムの開発及びパイロット稼働や実証実験が開始されている。この結果 CI-NET LiteS 規約で想定してきた業務処理と当該業界の業務処理間での整合化の要望も出始めている。

そこで本年度も、前述の要望についての規約化要否等の検討を当委員会の下で行い、EDI へ取り組むユーザを支援する。

(2) 資機材の受発注業務での LiteS 利用推進

サプライチェーン型の EDI 構築を目指し、昨年度に続き、「資機材の受発注業務」での EDI 利用を推進すべく、設備業務を代表モデルとして以下の検討を推進する。

(2-1) 設備機器見積メッセージのトライアル等によるメッセージ評価

本件は、平成 14 年度に策定した「設備機器見積メッセージ」について実務適応性を継続評価し、規約の改善要否を確認するための取り組みである。本年度は、評価参加企業を更に広げるための対策やベースとなる情報伝達規約に係る評価を進めることとする。

(2-2) 設備機器の購買(調達)業務での EDI メッセージについての検討継続

昨年度は、既に実用化している LiteS の「注文業務メッセージ」や「出来高・請求業務メッセージ」の活用を前提に、専門工事業者による主に設備機器の資機材調達の業務処理に対しトライアルを行い、EDI による調達業務(購買、注文、伝票納品、請求)を実現するために必要となる情報項目の検討を行ってきたが、しかしながら規約化するには至らなかった。

したがって本年度、再度、LiteS の購買メッセージや注文メッセージまた、出来高・請求メッセージでの不足項目の抽出や運用方法についての整理を継続することとする。

(3) LiteS 普及促進のための技術的課題への対応

CI-NET LiteS の実用を進めていく上で、技術的に解決すべき喫緊及び中期的な課題への対応を進めることとする。具体的には、以下のようなテーマについて検討を推進する。

(3-1) 文字コードのチェックに関する検討

CI-NET ではローカル文字(機種依存文字:外字)の使用は原則として不可となっているが、その取り扱いは ASP やベンダーによって異なっている。また利用者がローカル文字かどうかを考えずに使用するケースも多く、送受信間でブランク文字等に置き代わるため、メッセージ内容が不一致となり、契約時のトラブルの原因となっているとの指摘が挙がっている。

そこで、文字コードに関しての送信側の入力及び送信時のチェック、受信側での受入時の取り扱いについて整理し、その取り扱いを統一するための検討を行う。

(3-2) 電子メール以外の情報伝達規約に関する検討

現在の LiteS における情報伝達規約ではメール方式を採用しているが、使用するユーザとサポートするベンダーから実装において時間がかかることが指摘されている。またメールシステムの弱点である SPAM メールやウィルスへの脅威に対して、メールシステムのみ定義した現

在の情報伝達規約について、今後の影響が危惧されるといった指摘もある。

そこで、既存のメール以外の手段に関し、適用技術や現行の LiteS システムとの連携範囲並びに業務への適応性等の検討に着手し、新しい情報伝達方法への LiteS 拡張可能性や必要とする要件等の検討に着手する。

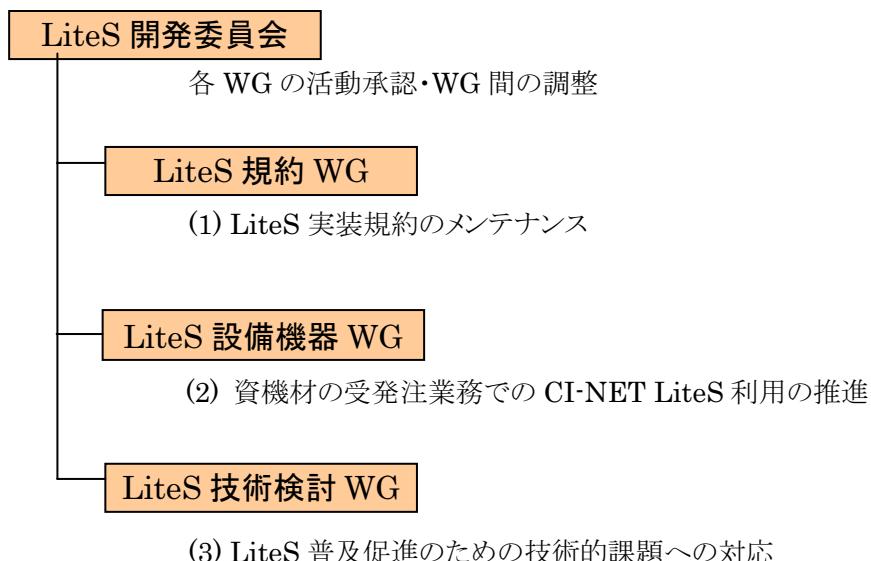
(3-3) ASP 連携指針の検討

CI-NET では複数の ASP の下でも多端末現象を回避するために、これまで実装規約や参考資料、また CI-NET 対応の各 ASP 事業者に対する複数の指針を取りまとめてきている。こうした中で昨年度は、国土交通省の支援の下、ASP 連携実証実験を実施したところである。

そこで本年度は、その実証結果を踏まえて、既存の ASP 事業者間でのルール化や新規参入する ASP 事業者に向けての共通実装要件のルール化範囲の検討やその取りまとめることとする。

3.活動体制

委員会下の活動体制の最終的な決定は、委員会に委ねるが、上記「2. 具体的な活動項目」の推進に当たって、現状、本委員会の下に以下のような体制を予定している。



調査技術委員会

1. 主な活動テーマ

- (1) 現場情報化に係る動向調査
- (2) EDI の要素技術対応への取組
- (3) CI-NET LiteS システムの高度化ための技術調査

2. 具体的な活動項目

CI-NET では、これまで見積から出来高・請求業務を対象として EDI 基盤整備が進められてきている。こうした状況を踏まえ、当委員会ではここ数年、現場情報化に係る動向調査を行うとともに、公共発注者や企業間におけるデータ連携のための EDI 要素技術等について検討を進めてきた。

本年度は、昨年度の一部継続的な調査部分に加え、既存の CI-NET LiteS システムに関わる高度利用実現に向けての技術調査等を行うこととして、以下をテーマとした活動を推進する。

(1) 現場の情報化に係る動向調査

(1-1) IC タグの動向に関する調査

本件に関する昨年度の調査では、経済産業省が核となり、いろいろな取り組みが始まっているところであるが、これまでには、IC タグそのものの読み取り精度の検証が中心となっている感があり、実際の利用場面やビジネスニーズへの検討がようやく始まった状況といえる。

従って建設業界各社でも今後、徐々に利用イメージの検討に着手することになると思われる。そこで本年度は、まだ建設業界に限定せずに、まずは実態、事実の把握を広く行うこととし、IC タグの利用イメージをもとに EDI との連携といった観点での利用の方向について調査を進める。

(1-2) グリーンファイルの標準化調査

グリーンファイルについては昨年度末に、電子化の実施状況と業界としての電子化に係る標準化の要否について調査を開始したところである。そこで本年度は、昨年度の調査結果を基に、業界として標準化が必要となる事項について検討を進める。この検討にあたっては、総合工事業者からの視点に加えその取引先である専門工事業者からの視点も合わせて検討を進める。

(2) EDI の要素技術対応への取組

昨年度の検討においては、既に先行的に実現している他業界の動きの調査を中心に、建設

業界としての XML/EDI に対する取り組み方針について検討してきたところである。しかしながらこれまでの調査では、当業界におけるニーズ度合は浅く、方針の確認には至っていない。

そこで本年度においても、XML/EDI の利用イメージを想定しながら XML/EDI の導入を行うことによる、建設生産に係る業務の変化やそれに伴うメリット、デメリット並びに、それらを踏まえての導入に向けてのマイルストーン案などについて、検討を継続することとする。

(3) CI-NET LiteS システムの高度化のための技術調査

(3-1) 電子証明書の利用動向に係る調査

CI-NET LiteS を実施する際には電子証明書が必要となるが、国土交通省の電子入札の際に使用される電子証明書とは別のものとして実用されている。今後公共工事の電子契約が展開する場合には、電子入札で使用している電子証明書を継続利用する検討がされて行くものと想定できる。そうした状況下、CI-NET LiteS 下の電子証明書についても高度化していく必要が出てくることも考えられる。また法務省の商業登記に基づく電子認証制度の電子証明書においても同様の影響が出る可能性があることから、各証明書の特徴や相互利用の可能性などについての調査を進めることとする。

(3-2) タイムスタンプに係る動向調査

昨年成立した e-文書法では、タイムスタンプの利用を想定した文書保存について言及があるが、CI-NET でも一昨年度に実装規約参考資料としてとりまとめた「電子署名文書長期保存方法について」において、文書保存により厳密さを必要とする場合には、タイムスタンプの利用も選択肢となりうる旨記載している。そのため、今年度、必要に応じて、タイムスタンプの利用動向等についても調査する。

3.活動体制

活動体制は委員会だけで運営することとするが、詳細な検討をする必要が生じた場合には、本委員会の下に隨時テーマ別WGや検討チーム等を設置し推進する。

広報委員会

1. 主な活動テーマ

- | |
|---|
| (1) CI-NET/C-CADEC シンポジウムの開催 |
| (2) 普及のためのセミナーの開催や外部開催セミナー等を活用した CI-NET の広報 |

2. 具体的な活動項目

(1) CI-NET/C-CADEC シンポジウムの開催

CI-NET および C-CADEC の総合的な広報の場として、例年通り、以下シンポジウムを企画開催する。

- ・平成 17 年度 CI-NET/C-CADEC シンポジウム
- ・開催日、開催場所については今後決定

(2) 普及のためのセミナーの開催や外部のセミナー・発表会等を利用した CI-NET の広報

昨年度は、国土交通省の主催による「IT 説明会」が開催され、これにより地方への広報を展開したところである。

本年度においても、CI-NET の普及拡大に資することを狙いとし、CI-NET の普及に取り組む企業や団体、また、地方の取組組織等と連携した広報活動を通じ、CI-NET の広報を推進する。

なお、こうした活動を支援するため、事務局サイドによるパンフレットや展示用パネル等の制作企画等も進めて、発表等での利用や提供を図り、広報活動による CI-NET の普及を促進することとする。

3. 活動体制

活動体制は委員会での審議運営を予定するが、各イベントに係る詳細な検討や具体的な運営の必要が生じた場合には、本委員会の下に別途テーマ別 WG を組織し推進することとする。

情報化評議会に係る事務局によるその他事業

基金が事務局として実施するその他の事業は以下のとおり。

□企業コードの登録・管理

- ・企業識別コードの発番・管理及び登録企業リストの公表

□電子証明書の登録・管理

- ・電子証明書の発行申請受付・登録管理及び電子証明書の配布・管理

□CI-NET の広報・普及

- ・CI-NET の普及に取り組む事業者への協力支援
- ・CI-NET 標準ビジネスプロトコルの公表・普及
- ・ビジネスプロトコル、CI-NET LiteS 実装規約、トランスレータ等に関する相談窓口
- ・CI-NET ホームページの運営維持
- ・CI-NET、C-CADEC の e-ラーニングの Web ポータルサイトの運営維持
 - －既存コンテンツの更新
 - －実用化事例の収集掲載
- ・普及支援用ツールソフトの維持、利用管理
- ・作成されたパンフレットや解説書の会員等への配布

□その他

- －他産業との情報交換等
 - ・EDI 推進協議会、電子商取引推進協議会等への参加
 - ・他の EDI 推進組織との情報交換
- －海外の情報収集および連絡調整
 - ・UN/EDIFACT への対応
 - ・海外の建設 EDI 推進組織との情報交換 等